

後期 後期高齢者医療制度に加入している人に届く物



▲資格情報のお知らせはA4サイズです



▲資格確認書は従来の保険証と同じサイズです

後期高齢者医療制度加入者に届く物

令和8年8月1日現在の年齢	当てはまる人	届くもの
85歳以上	全員	資格確認書
84歳以下	令和7年5月から1年間に6回以上かつ令和8年2月から3カ月間で1回以上マイナ保険証を利用した人	資格情報のお知らせ
	それ以外の人	資格確認書

郵送される資格情報のお知らせ・資格確認書には有効期限があります。
有効期限 令和9年7月31日(土)

▶緑色の封筒で送付します



国保・後期共通

マイナ保険証の利用が難しい人は資格確認書の交付申請が可能です

マイナ保険証を持っている人でも、次の人には資格確認書を交付することができます。資格確認書の交付を希望する場合は申し込んでください。

※マイナ保険証の利用登録を解除する必要はありません

対 次のいずれかに該当する人

- マイナンバーカードを紛失または更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない人
- マイナンバーカードを返納する予定がある人
- マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者

申 運転免許証などの顔写真付き本人確認書類を持って国民健康保険課、年金医療課または各支所市民サービス課へ



▲国民健康保険の人はこちら



▲後期高齢者医療制度の人はこちら

医療機関の受診方法

●マイナ保険証を持っている人

マイナ保険証を提示してください。マイナ保険証が利用できない場合や特定健診受診時は、資格情報のお知らせやマイナポータル画面を提示してください。



●マイナ保険証を持っていない人

資格確認書を提示してください。

マイナ保険証をぜひ利用してください

マイナ保険証を使って医療機関を受診した際、情報提供に同意すると、過去に処方された薬や健診の情報などが医師や薬剤師に共有されて、より良い医療を受けることができます。また、手続きなしで窓口での自己負担限度額を超える支払いが免除されます。



▲マイナ保険証について詳しくは厚生労働省HPへ



▲マイナ保険証の利用登録状況の確認はこちら(ログインが必要です)

国民健康保険・後期高齢者医療制度 資格情報のお知らせ・資格確認書を郵送します

国民健康保険(国保)・後期高齢者医療制度の資格情報のお知らせまたは資格確認書を7月上旬以降に郵送します。

※資格情報のお知らせと資格確認書は同じ世帯でも別々に届きます

問 国民健康保険加入者＝国民健康保険課(☎27-2735)

後期高齢者医療制度加入者＝年金医療課(☎27-2739)

国保 マイナ保険証を持っている人に届く物



●70歳未満の人＝何も届きません

既に資格情報のお知らせが交付されている場合は、新規の郵送はされません。現在持っているものを引き続き使用してください。まだ交付されていない人には、資格情報のお知らせが届きませんが有効期限はありません。

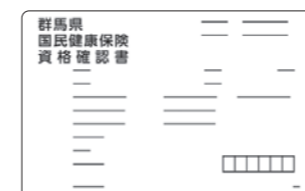
●70歳から74歳までの人＝資格情報のお知らせ

郵送される資格情報のお知らせには有効期限があります。

有効期限 令和9年7月31日(土)または75歳の誕生日の前日

※75歳になる人には、有効期限が切れる前に年金医療課から後期高齢者医療制度の資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送します

国保 マイナ保険証を持っていない人に届く物



※従来の保険証と同じサイズです

資格確認書

郵送される資格確認書には有効期限があります。

有効期限 郵送する資格確認書の有効期限は下記のとおり

- 70歳になる人＝誕生月の末日
※有効期限が切れる前に新しい資格確認書を郵送します
- 75歳になる人＝誕生日の前日
※有効期限が切れる前に後期高齢者医療制度の資格確認書を郵送します
- 上記以外の人＝令和9年7月31日(土)

国民健康保険に加入している人へ 資格情報のお知らせ・資格確認書を希望者には簡易書留で郵送します

希望者には、資格情報のお知らせまたは資格確認書を簡易書留で郵送します。簡易書留は郵便局の職員が直接手渡しで配達します。簡易書留での郵送を希望する場合は申し込んでください。

申 6月23日(火)までに直接または電話で国民健康保険課へ